

八代市議会 9 月定例会議案

（令和 6 年 9 月 1 2 日招集）

（その 2）

目 次

議案第 1 1 4 号	令和 6 年度八代市一般会計補正予算
議案第 1 1 5 号	財産の取得について（追認）
議案第 1 1 6 号	財産の取得について（追認）
議案第 1 1 7 号	財産の取得について（追認）
議案第 1 1 8 号	財産の取得について（追認）
議案第 1 1 9 号	財産の取得について（追認）
議案第 1 2 0 号	財産の取得について（追認）

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 消防用小型動力ポンプ等 |
| 2 | 取得金額 | 26,136,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 熊本市中央区神水二丁目6番7号
野々村ポンプ株式会社
代表取締役 湯本 淳二 |
| 4 | 契約日 | 令和元年8月9日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日 提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 56,180,189円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一 |
| 4 | 契約日 | 令和2年4月1日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 小学校教師用デジタル教科書 |
| 2 | 取得金額 | 26,490,200円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一 |
| 4 | 契約日 | 令和2年4月1日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 中学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 23,205,514円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一 |
| 4 | 契約日 | 令和3年4月1日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 | 取得金額 | 108,297,366円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一 |
| 4 | 契約日 | 令和6年4月1日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

財産の取得について（追認）

本市は、下記のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得した財産 | 能登半島地震支援置き畳 |
| 2 | 取得金額 | 31,680,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市高島町4174番地9
熊本県畳工業組合八代支部
八代支部長 疋田 要範

八代市昭和明徴町203番地1
有限責任事業組合城南畳睦会
組合長 廣瀬 徹也 |
| 4 | 契約日 | 令和6年2月13日 |

令和 6 年 9 月 3 0 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産を取得していたため、追認を求める必要がある。

